四国中央市公告第103号

市有地（建物等解体撤去条件付）の売払いについて

一般競争入札により市有地（建物等解体撤去条件付）を売り払うことについて公告する。

令和８年11月４日

四国中央市長　大西　賢治

1　入札物件

土地

物件番号	所在地番	地積	売払予定価格	備考
08001	三島中央５丁目 字木瓜1619番１	851.61㎡ (257.61坪)	1,040,000円	四国中央市 自治会館跡地

解体及び撤去（以下「解体撤去」という。）の対象となる主な建物

物件	構造	床面積 (㎡)	建築年	備考
旧四国中央市 自治会館	鉄筋コンクリート造 陸屋根３階建て	1,007.13	昭和39年	
自転車置場	鉄骨造・スレート葺 平屋建て	39.47	昭和39年	附属建物

注

1　地積は、登記記録による。

2　売払予定価格は、土地価格から建物解体撤去費用相当額等を控除した額とし、最低落札価格とする。

2　入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人を問わない。また、２人以上の共有名義で申し込むこともできる。ただし、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

(1) 住所地又は法人の所在地において納付すべき市税に滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項又は第２項各号に規定する者でないこと。

(3) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第２条第１号から第３号までに規定するものでないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第

５条の規定による観察処分を受けた団体又はその関係者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがされていない者であること。

3　入札参加手続等

(1) 入札参加の申込み

ア 受付期間

令和８年11月５日（木）から同月13日（金）までとし、四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第３号）第１条第１項に規定する休日を除く午前８時30分から午後５時までとする。

イ 提出先

四国中央市役所総務部管理課（四国中央市役所庁舎棟４階）　電話　0896-28-6167

ウ 提出方法

持参の上、提出すること。なお、郵送、電話、ファクス又はＥメールによる受付は、行わない。

エ 提出書類

（ア）入札参加申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）

（イ）誓約書（様式第２号）

（ウ）印鑑登録証明書（法人の場合にあっては、印鑑証明書の写し）

（エ）住民票抄本（法人の場合にあっては、登記事項証明書の写し）

（オ）完納証明書

オ 留意事項

（ア）申込書及び誓約書は、四国中央市公式ホームページからダウンロードを行うか、四国中央市役所総務部管理課に備え付けてあるものを入手すること。

（イ）各種証明書は、発行日から３月以内のものを提出すること。

（ウ）共有名義の場合は、共有者全員分の証明書及び誓約書を提出すること。

（エ）共有名義の場合は、共有者が確認できる住民票抄本を提出すること。

（オ）市外に住所を有する者は、住所地の市町村の証明書を提出すること。

（カ）法人の場合は、法人の証明書を提出すること。

(2) 入札参加者の決定

入札参加資格を確認した後、一般競争入札参加資格確認書（様式第３号。以下「確認書」という。）を交付する。ただし、確認書を交付した後、提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、入札参加資格を取り消す。

4　入札の実施

(1) 入札の日時等

ア 日時

令和８年11月25日（水）午前10時

受付は、午前９時から行う。

イ 会場　四国中央市役所入札室（四国中央市役所庁舎棟３階）

ウ 留意事項

（ア）入札会場は、入札開始時間と同時に閉鎖し、それ以後の入場は認めない。

（イ）確認書を忘れた者は、入札に参加できない。

（ウ）入札参加者以外は、入札会場に入室できない。

（エ）郵送による入札書は、受理できない。

(2) 持参物

ア 確認書

イ 入札書及び封筒

ウ 入札保証金

エ 筆記用具

オ 印鑑

カ 委任状（代理人が入札する場合に限る。）

(3) 留意事項

ア 入札書及び委任状は、四国中央市公式ホームページからダウンロードを行うか、四国中央市役所総務部管理課に備え付けてあるものを入手すること。

イ 筆記用具は、ボールペン又は万年筆等を持参すること。

ウ 印鑑は、申込書に押印した実印を持参すること。また、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑を持参すること。

(4) 入札保証金

ア 入札参加者は、入札保証金を入札会場にて預け入れた上で入札に参加すること。この場合において、入札保証金の額は、売払予定価格（最低落札価格）でなく、入札額に100分の５を乗じて得た額以上とする。

イ 入札保証金は、現金又は小切手であること。なお、小切手は、市内金融機関の自己宛小切手に限る。

ウ 落札者については、入札保証金を売買代金の一部に繰り入れ、それ以外の者には即時預り証と引き換えに返金する。なお、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属することとする。

(5) 入札の留意事項

ア 入札書は、所定の様式を使用すること。

イ 入札書への押印は、申込書に押印した印鑑（実印）を使用すること。なお、入札を代理人に行わせる場合は、委任状の代理人欄に押印されている印鑑を入札書に押印すること。

ウ 入札書を封筒に入れ、物件番号及び所在地番並びに入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）を封筒に明記すること。

エ 入札書には、入札金額等を明確かつ明瞭に記載し、鮮明に押印すること（鉛筆及びシャープペンシルの使用は、不可とする。）。

オ 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。

カ 誤字を訂正し、又は脱字等を加除した場合は、その箇所又は付近に押印すること。ただし、金額の訂正は、認めない。

キ 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを行うことはできない。

ク 入札金額は、アラビア数字を使用すること。

ケ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することがある。

コ 災害その他のやむを得ない事由が生じたときは、入札執行を延期し、又は中止することがある。

5　落札者の決定

落札者の決定は、開札後直ちに入札会場で行う。落札額は、売払予定価格を最低落札価格とし、入札者が複数ある場合は、その中での最高入札額をもって落札者とする。入札は、１回のみ行い、同額の場合は、抽選により決定する。なお、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 参加資格のない者又は参加資格を喪失した者が行った入札

(2) 委任状を提出せずに代理人が行った入札

(3) 所定の様式によらない入札

(4) 同一事項の入札に対し、２以上の意思表示を行った入札

(5) 入札書記載の金額、氏名又は印影が認知し難い入札

(6) 記名押印がない入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者が行った入札

(9) 郵送による入札

(10) 売払予定価格未満の金額でした入札

(11) 入札者が連合して入札した入札

(12) 不正の行為があった入札

6　売買契約の締結

落札者は、次の売買契約日に別紙契約書により売買契約を締結すること。また、共有名義で落札した場合は、共有者全員の名義での契約締結とする。なお、何ら連絡もなく契約を締結しない場合は、土地の買受けを辞退したものとする。

(1) 売買契約日

令和８年 12 月２日（水）

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額から契約保証金に充当する入札保証金を控除した額を契約保証金として納付すること。なお、契約保証金は、売買代金に充当する。

(3) 持参品

ア 実印

イ 収入印紙

ウ 契約保証金

(4) 留意事項

ア 共有の場合は、共有者全員分の実印及びその印鑑証明書を必要とする。

イ 契約保証金は、現金又は市内金融機関の自己宛小切手とする。

(5) 契約に係る費用

印紙税額（収入印紙）

売払代金（契約金額）	税額（収入印紙）
10万円を超え50万円以下	200円
50万円を超え100万円以下	500円
100万円を超え500万円以下	1,000円
500万円を超え1,000万円以下	5,000円
1,000万円を超え5,000万円以下	10,000円
5,000万円を超え1億円以下	30,000円

注　令和９年３月31日までの租税特別措置

(6) 契約に際しての留意事項

一般競争入札売払実施要領（建物解体撤去条件付市有地）を参照のこと。

7　売買代金の納入

売買代金（契約保証金を控除した残代金）は、市の指定する金融機関に令和８年12月16日（水）までに一括納付すること。なお、買受人が納入期限までに契約した額の売買代金を納入しない場合は、市は何ら法的手続を経ないで即時に契約を解除し、納入した契約保証金は違約金として市に帰属することとする。この場合において、買受人は、異議の申立て及びその理由のいかんを問わず、損害賠償等の一切の請求はできない。

8　土地、建物所有権移転登記及び引渡し

(1) 所有権移転登記は、売買代金完納後に市において速やかに行い、同時に買戻特約登記を行う。

(2) 所有権移転登記に必要な書類

ア 売買代金の領収書

イ 収入印紙等（所有権移転登記時の登録免許税相当額）

【参考（土地の場合）】

所有権移転登記に必要な登録免許税額

入札物件の近傍類似地の固定資産評価額（１㎡当たりの単価）　×　入札物件の地積　×　税率（1000分の15）　＝　税額

注

1　税率は、令和11年３月31日までの税率である。

2　建物は、別途算出式があるので11の問合せ先に確認すること。

3　司法書士等への手数料は、不要とする。

9　建物等の解体撤去について

解体撤去の対象となる建物及び工作物等（以下「建物等」という。）

建物等	面積又は数量等
旧四国中央市自治会館	1,007.13㎡
自転車置場（スレート葺）	39.47㎡
車庫	約5㎡
工作物（東側ブロック塀）	一式
工作物（自治会館碑）	一式
プレハブ倉庫（1棟）	約4.7㎡
ゴミ置き場	約2.9㎡
立木	8本

(1) 入札物件は現状有姿のまま引き渡すため、解体撤去の対象となる建物等は、本契約締結から令和9年12月31日までに落札者の責任において解体撤去を行うものとし、これに要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) 建物等の範囲は、本件土地上に存する建物等及びその他地下埋設物とし、建物等に付帯する設備、工作物、立木等及び建物内の備品等を含むものとする。ただし、市が別に示す電柱等については解体撤去から除くものとする。

(3) 落札者は、建物等の解体撤去工事に着手するときは、事前に工事内容、着手日、工程等を市と協議しなければならない。

(4) 落札者は、建物等の解体撤去の工事が完了したときは、市及び落札者の両者が現場立会の上、解体撤去の完了を確認するものとする。

(5) 売買物件の管理責任は、本契約締結の日から建物等の解体撤去の完了の日までは、落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとする。なお、この場合に必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

(6) 建物等の解体撤去に際しては、近隣住民等に迷惑とならないよう防音シートの設置等による騒音対策、散水等による粉塵対策等十分な対策の上で行うものとする。

(7) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い、第三者から苦情及び異議申立て等があったときは、落札者の責任において解決するとともに、第三者に危害又は損害を与えた場合は、落札者がその責めを負うものとする。

(8) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行うものとする。

(9) 落札者は、建物等の解体撤去に関し、本契約に定めのない事項については、市の指示に従うものとする。

10　その他

(1) 売買物件の地下埋設物の調査、移設及び地盤調査は、落札者の負担において行うこと。

(2) 土地の造成及び建物の建築に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）等関

係法令、本市条例、開発指導要綱等を遵守すること。

11　問合せ先

四国中央市役所総務部管理課
電 話 番 号：0896-28-6167（直通）
ファクス番号：0896-28-6060
Ｅメールアドレス：kanzai@city.shikokuchuo.ehime.jp